

令和6年3月11日

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤（文）委員	<p>スクールカウンセラーの配置について、令和6年度当初予算案において、専門知識を持った外部専門家の配置が拡充されるとあるが、県内の小中学校におけるスクールカウンセラーの配置状況はどうか。</p>
義務教育課長	<p>現在、県内全ての中学校にスクールカウンセラーを配置している。また、中学校区にある小学校からの要請に応じて、中学校に配置したスクールカウンセラーを小学校に派遣している。さらに、小中学校で緊急事案等が発生した場合には、スクールカウンセラーの中でも指導的な立場にある者をエリアカウンセラーとして中学校への配置とは別枠で派遣する体制をとっている。</p>
佐藤（文）委員	<p>人材確保の面で課題があると思うが、中学校に限らず、全ての小学校にもスクールカウンセラーを配置すべきと考えるがどうか。</p>
義務教育課長	<p>小学校へのスクールカウンセラーの配置については、不登校児童の増加や問題行動の未然防止等の観点から、今後、必要性が増すと考えている。人材確保等の課題があり、全小学校への配置拡大は難しい状況だが、関係機関等と連携しながら人材確保に努めるとともに、今後の小学校への派遣状況等を踏まえ、効果的にスクールカウンセラーを配置していく。</p>
佐藤（文）委員	<p>令和6年度の新規事業で1人1台端末等を活用した心の健康観察の導入推進とあるが、具体的な内容はどうか。</p>
義務教育課長	<p>1人1台端末に専用のアプリをインストールし、児童生徒がその日の心の状態や体調を入力することで、一人ひとりの心や体調の変化を把握するものである。アプリによっては、悩みの相談や面談の希望等を入力することができ、自分のことを言葉に出して表現することが苦手な児童生徒も比較的容易に自分の状況等を表現できるようになり、効果的に相談活動に繋げることができると考えている。また、結果について、担任だけでなく、教職員全体で容易に共有し、集団全体の傾向を掴めるため、チーム学校としての教育相談体制の充実に繋がるものと考えている。</p>
佐藤（文）委員	<p>AI等を活用して、児童生徒の表情から心の状態等を確認するなどの仕組みは想定しているか。</p>
義務教育課長	<p>AIによる表情の読取り等は想定していない。</p>
佐藤（文）委員	<p>校内教育支援センターとはどのようなものか。また、県内の小中学校の別室学習指導教員の配置状況はどうか。</p>
義務教育課長	<p>校内教育支援センターは、通常の教室に入りづらい児童生徒が学ぶための特別な教室のことで、別室登校の児童生徒の居場所となる機能を持つ場所であり、校内適応指導教室やスペシャルサポートルームといった名称で呼ばれることもある。 別室学習指導教員については、中学校20校に配置している。このほか、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤（文）委員	<p>市町村教育委員会では、独自に学校の余裕教室等を活用して、相談員や養護教諭等が別室登校の児童生徒に対応している。</p> <p>令和6年度は、学習指導員を不登校児童や別室登校児童の多い小学校25校に配置する予定だが、更なる配置の拡大については、効果等を踏まえて検討していく。</p> <p>校内教育支援センターの設置主体は市町村教育委員会となるが、設置推進に向けた令和6年度の取組みはどうか。</p>
義務教育課長	<p>別室学習指導教員を配置している中学校20校と当該市町村教育委員会を対象に、不登校未然防止連絡協議会を立ち上げ、学校毎の実態に応じて不登校の未然防止に係る取組みを進めている。この協議会において、研修や情報交換等を行いながら、優れた取組みを県内の小中学校に発信、普及してきた。</p> <p>令和6年度は、新たに学習指導員を配置する小学校25校を協議会に加え、不登校の未然防止を進めていく。未然防止の取組みをはじめ、校内教育支援センターにおける不登校児童生徒への効果的な対応等について、情報収集し、発信することにより、不登校児童生徒に対する支援体制の充実に努めていく。</p>
佐藤（文）委員	<p>鶴岡南高等学校と鶴岡北高等学校を統合し、庄内地域初となる中高一貫校の致道館中学校・高等学校が4月に開校するが、ハード・ソフト面のこれまでの準備状況はどうか。</p>
高校未来創造室長	<p>致道館中学校・高等学校は、自主自立、新しい価値の創造、社会的使命の遂行を教育理念として、6年間の計画的・継続的な教育活動により、山形県はもとより、日本社会を舞台に活躍する人材を育てることを目指した庄内初の併設型中高一貫教育校として令和6年4月に開校する。開校の準備にあたり、元年9月に教育基本計画策定委員会を立ち上げ、2年7月に教育基本計画を策定した。以来、開校整備委員会（5年度より開校準備委員会）を設置し、5年間に渡って教育課程や部活動、学校行事の内容等、教育活動全般に係る必要な項目について検討を行ってきた。既に公表されている学校名、校章、制服等についても、これまで生徒や同窓会、公募等により多くの県民の意見・要望を参考にしながら決定した。現在は、校歌のピアノ伴奏、吹奏楽演奏用の編曲作業を行っており、まもなく完成予定である。1月には中学校の入学者選抜が実施され、3月7日には高等学校の学力検査が終了し、17日に合格発表となる。</p>
施設整備主幹	<p>ハード面は、令和3年度から4年度上期にかけて設計を実施し、4年度下期から5年度にかけて、鶴岡南高等学校と鶴岡北高等学校の既存校舎の改修や一部増築を行っている。特に鶴岡南高等学校は、グラウンド部分に仮設校舎を設置し、既存校舎の内部も大幅な改修を施している。無事に完成検査も完了し、2月29日に引渡しを受けた。3月1日には鶴岡南高等学校の仮設校舎からの物品等の移転作業のために、施設の養生を実施し、以降、図書館の書籍等を移転している。並行して、新規購入が必要な物品等についても鶴岡南高等学校に設置している。開校準備室を中心に調達を進めている。現在、入学者選抜作業が実施されているので、移転作業は一時中断し、本格的な移転作業は3月の最終週に行う予定である。開校後、</p>

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤（文）委員	<p>4月から5月にかけて仮設校舎を解体撤去し、原状回復させる計画としている。さらに当初改修しない予定であった教室棟の北側と体育館の外壁について、5年度までの改修工事の過程で判明した現状を踏まえて、再度検討した結果、改修や塗装が必要という判断に至ったことから、6年度も引き続き改修工事を実施する予定としている。中学校となる鶴岡北高等学校については、既存の温水暖房設備の老朽化のため、6年度中にエアコン暖房に切り替える工事を行う。</p>
保健・食育主幹	<p>この致道館中学校・高等学校には、学校薬剤師が中・高併せて1人しか配置されないと聞いたが、鶴岡地区薬剤師会からは学校医の配置と同様に、中・高それぞれ1人ずつ配置してほしいと要望を受けている。県立学校における学校薬剤師の配置の考え方はどうか。</p>
保健・食育主幹	<p>学校医等を配置することは、学校保健安全法第23条により定められており、配置数等の基準は都道府県ごとにそれぞれ定めている。県立学校における学校医・学校歯科医の配置等については、学校保健安全法施行規則第5条により、毎年6月30日までに健康診断を実施することとなっており、短期間に児童生徒の健康診断を実施する必要があることから、各学校に1名配置している。これに対し、学校薬剤師の配置は、分校等の別棟がある学校もあるが、配置基準において1校で1名の配置としている。令和5年度は、県立学校に学校医（内科、眼科耳鼻科医を含む）230名、学校歯科医78名、学校薬剤師54名を配置している。これらの本県の配置基準は他県と同等である。</p>
佐藤（文）委員	<p>致道館中学校・高等学校は、中高一貫校でありながら校舎が離れており、物理的には2校存在していることになる。学校薬剤師も学校医と同様、それぞれに配置すべきと考えるがどうか。</p>
保健・食育主幹	<p>学校医・学校歯科医は、子どもたちの健診に直接関わるので、児童生徒の人数によって複数名配置する場合もあるが、学校薬剤師は、生徒の健診に直接関わらないという理由から、各学校1名の配置としている。</p> <p>学校薬剤師の増員について、予算や学校の状況を踏まえて今後検討していきたい。</p>
佐藤（文）委員	<p>警察庁交通局は、生活道路の交通事故を防止策として平成23年9月にゾーン30、令和3年8月にはゾーン30プラスによる対策を講じているが、ゾーン30及びゾーン30プラスの概要や整備状況はどうか。</p>
交通規制課長	<p>ゾーン30は、幹線道路で囲まれ、通過交通の抜け道となっている地域について、自動車の通行よりも歩行者や自転車の安全確保を優先するために、公安委員会による最高速度30km/hの区域規制を実施し、通学路や生活道路における歩行者や自転車等の交通弱者の安全対策を図っていくものである。一方、ゾーン30プラスは、最高速度を30km/hの区域規制のほか、路面を滑らかに盛り上げて、通行車両の速度を抑えるとともに、走行する運転者に不快感を与えるハンプやハンプと横断歩道を組み合わせたスムーズ横断歩道等を整備することにより、交通安全の向上を図り、生活道路における人優先の安全安心な通行空間の整備に取り組むものである。</p> <p>各都道府県警察では、道路管理者と連携してこれらを整備しており、ゾ</p>

発 言 者	発 言 要 旨
佐藤（文）委員	<p>ーン 30 は平成 23 年から令和 4 年 3 月末までに全国で 4,288 箇所、ゾーン 30 プラスは 3 年 8 月から 4 年 3 月末まで全国で 66 箇所を整備している。</p> <p>県内の状況は、ゾーン 30 は 6 年 2 月末現在、33 箇所（小学校周辺 31 箇所、駅周辺 1 箇所、商店街周辺 1 箇所）整備している。なお、ゾーン 30 プラスを整備した地域はまだない。</p> <p>平成 30 年以降の県内での生活道路における交通事故の発生状況はどうか。</p>
交通規制課長	<p>平成 30 年以降、幅員 5.5m 未満の生活道路における交通事故の発生件数は、平成 30 年が 623 件、令和元年が 465 件、2 年が 321 件、3 年が 371 件、4 年が 313 件、5 年が 238 件となっており、平成 30 年から年々減少（平成 30 年比で 61.8%減）している。死者数は、平成 30 年が 12 人、令和元年が 3 人、2 年が 5 人、3 年が 2 人、4 年が 2 人、5 年が 4 人となっており、元年以降減少しているが、5 年は増加（平成 30 年比で 66.7%減）している。</p>
佐藤（文）委員	<p>ゾーン 30 プラスの整備計画が策定された地区（令和 5 年 3 月末時点）として、村山市、大石田町、朝日町の 3 市町があるが、整備の進捗状況はどうか。</p>
交通規制課長	<p>県内のゾーン 30 プラスの整備予定箇所は、村山市楯岡新町地区、大石田町大石田地区、朝日町大谷地区の 3 市町 3 地区となっている。現在、当該 3 地区内では、最高速度 30km/h 規制等の公安委員会による必要な交通規制は完了しており、道路管理者が物理的デバイス（構造物）を設計中である。</p>
佐藤（文）委員	<p>ゾーン 30 プラスは、生活道路の交通事故防止に極めて有効と考えるが、今後の整備計画及び取組みはどうか。また、ゾーン 30 プラスを整備するに当たっては、道路管理者との連携が必要不可欠と考えるが、連携状況はどうか。</p>
交通規制課長	<p>現在、東根市羽入地区での新たな整備について道路管理者と協議中であるが、詳細は正式決定後に示すこととしたい。</p> <p>警察と物理的デバイスを設置する道路管理者が連携しながら整備を進めるものであるため、今後も交通事故の発生状況や地域の課題、要望等に留意しながら、道路管理者と協働、連携のうえ積極的に推進していく。</p>
松井委員	<p>報道等によると、教員の精神疾患による病気休職者は全国的に増加しているが、本県における令和 4 年度の教員の精神疾患による休職状況はどうか。また、精神疾患の要因はどうか。</p>
教職員課長（兼）働き方改革推進室長	<p>令和 4 年度、教職員の精神疾患による病気休職者数は、3 年度に比べて、10 人増の 46 人となった。理由については、個別の事情があり一概には言えないが、学習指導や生徒指導上の悩み、仕事への不安、自身の家庭状況、学校現場における忙しさ等が考えられる。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
松井委員	<p>全国の状況を見ると、精神疾患は若手教員ほど罹患率が高い。本県では「新採教員支援員」を配置し、新採教員へのサポートに力を入れているが、令和5年度の配置状況及びその成果はどうか。</p>
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	<p>大卒新採教員105名中、いわゆる担任をしない教科担任の教員が24名、担任をしながら支援員のサポートを受けている教員が81名となっている。大卒新採教員が配置されている学校の管理職からは、「新採教員が空き時間を活用して教材研究等に取り組むことができている、生き生きと授業に臨んでいる」、「先輩教員の授業を見る機会が増え、子どもの考えの引き出し方や黒板の使い方などを直に学び、自分の授業に生かすことができている」といった声が上がっている。</p> <p>文部科学省は、本県が独自に行っているこの事業を参考にして、包括的に働き方改革の全国展開に向けた具体策を進める方向であることを表明している。また、政府の施策等に対する提案において、県教育委員会が文部科学省に直接出向き要望を行った新採教員支援の加配について、文部科学省は新たに令和7年度概算要求に盛り込むことを発表している。</p>
松井委員	<p>先進事例として本県の取組みが文部科学省の目にとまり、全国に広まっていくのはとても心強く思う。新採教員は心理的負担も大きいので、引き続き丁寧に支援を進めてほしい。</p>
松井委員	<p>新採教員支援事業の対象は小学校のみだが、中学校に拡大する予定はないのか。</p>
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	<p>本事業は、小学校の大卒新採教員について、空き時間がほとんどなく、担任業務を行うことが非常に困難である状況を打破する目的で、非常勤講師等を配置しながら、サポートしていくものである。空き時間が比較的多い中学校の教員については、現時点でその導入を考えていない。しかしながら、今後、文部科学省が新採教員育成のための加配を新設した際に中学校にも拡大する動き等があれば、本県としても拡大していきたい。</p>
松井委員	<p>新採教員だけでなく教員全体の負担軽減が課題であり、そのためスクールサポートスタッフを令和5年度は130校に配置したとのことだが、その配置の考え方と成果はどうか。</p>
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	<p>時間外在校時間、いわゆる時間外勤務の時間が月平均30時間を超えている学校への配置を原則とし、学校規模や必要性等を総合的に勘案しながら配置している。成果としては、スクールサポートスタッフに教材の印刷等の業務をしてもらうことにより、教員が児童と向き合う時間が増え、安心感のある学級づくりに繋がっていることなどが挙げられる。また、児童からの信頼も得ており、支援の必要な児童の大きな支えになっているケースもある。一部の教員だけではなく、多くの職員がサポートを受け、教材研究の時間が増えて、時間外勤務の縮減に繋がっている。</p>
松井委員	<p>国では教員業務支援員の配置を拡充するとしており、本県でも令和6年度は全ての学校に配置されるとのことだったが、社会全体で人手不足となっている中で、人材を確保できるのか。</p>

発 言 者	発 言 要 旨
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	教員業務支援員は、地域に密着していることが必要であり、また、障がい者の雇用促進の側面もある。現在、各教育事務所、市町村教育委員会、各学校において、人材確保に努めており、県教育委員会でもホームページでの周知、ハローワークでの募集等を行っている。引き続き、ペーパーティーチャー説明会やポスター掲示、X（旧ツイッター）における投稿等を通じて人材確保に努めていきたい。
松井委員	スクールロイヤーの配置に期待しているが、事案が発生した際にどのようにスクールロイヤーが関わるのか。また、どのようなことをスクールロイヤーに任せるのか。
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	学校で発生するいじめ、不登校、学校内での事故、保護者対応等について、学校や教育委員会に対して法的な観点から助言をもらうこととしており、詳細は県弁護士会等と調整中である。
松井委員	他県の導入状況はどうか。また、先行県の教育委員会からはどんな効果があったと聞いているか。
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	文部科学省によれば、都道府県教育委員会が専ら教育行政に係る法務相談を行うことを目的として弁護士と契約しているのは、全国で39の自治体で83%である。さらに先行県からは、「教員が認識を深めて適切な対応を行えるようになった」、「学校のみならず家庭や教育委員会等を含めて連携して組織的な対応を行えるようになった」、「行き詰まっていた事案に対して、状況の改善に向けて動き始める契機となった」といった効果があったと聞いている。
松井委員	様々な相談が想定されるが、それらを蓄積して相談の事例集を作成し、教員が共有することで、問題が深刻化する前に現場で対応することもできるようになるかと考えるがどうか。
教職員課長(兼)働き方改革推進室長	事例集を作成し、学校現場で共有することは十分効果が見込まれると考えられるので、前向きに検討していきたい。